

島根県子ども・子育て支援推進会議
ひとり親家庭等自立支援部会運営規則

(目的)

第1条 本県における、母子家庭の自立促進施策の総合的な推進を図るため、必要な事項について協議することを目的としてひとり親家庭等自立支援部会（以下、「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、次の事項を所掌する。

- 一 「母子及び寡婦福祉法」に定める自立促進計画に関すること。
- 二 ひとり親家庭等の福祉施策推進に関すること。

(部会)

第3条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、部会を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。
- 3 部会長は部会の議長として議事を整理する。
- 4 部会は部会に属する委員及び専門委員（以下、「委員」という。）の過半数が出席しなければ、これを開くことはできない。
- 5 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(会議の公開等)

第4条 部会は公開とする。ただし、部会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときその他正当な理由があると認めるときは、部会を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第5条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 部会の日時及び場所
 - 二 出席した委員の氏名
 - 三 議事となった事項
- 2 議事録及び配布資料は公開とする。ただし、部会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
 - 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、部会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(附則)

この規則は、平成25年10月23日から施行する。